

# 参加と協働の推進に向けた 8 の提言

## ＜参加の拡充＞

### 提言1 「参加のスタンダード」に基づく市民参加の拡充

計画等へ参加する際の目指すべき水準を定めることにより参加を推進

#### 川崎市の現状

- 自治基本条例では、市民参加の手法として第29条の「審議会等の市民委員の公募」、第30条の「パブリックコメント手続」の2つの手法を参加のミニマムライン（取り入れるべき水準）として示しています。
- 第28条の「多様な参加の機会の整備等」では、より高い水準の参加を進めるための整備について規定しています。
- 所管部署によって、行政計画、条例、施設整備（以下「計画等」といいます。）への参加の際に取り入れている参加手法や、その組み合わせ方に差異が見られます。

#### 委員会の提言

- 市民生活に密接に関わる計画等の策定・執行（執行状況の管理）
  - 評価の過程における望ましい参加の在り方として「参加のスタンダード（目指すべき水準）」を示します。（右頁）
- 今後川崎市において、参加のスタンダードを確保するよう、より高い水準の参加を進めることを目指す必要があります。
- 効果的な市民参加を行うために、計画等の事業内容や市民生活への影響度、実施のタイミングなど様々な条件を考慮しながら進めていく必要があります。

### 提言2 新しい参加手法 の検討

既存の参加手法の創意工夫や新たな参加手法の調査研究を実施

#### 川崎市の現状

- 専門性の高い分野における計画等への市民参加は、市民委員を公募しても応募がないなど、参加があまり取り入れられていない状況です。
- 欧米では「コンセンサス会議」（科学技術などの専門的な分野において、会議のテーマに関する市民の疑問に専門家がわかりやすく回答し、市民間において合意形成を生み出す手法）などの参加手法が取り入れられている例もあり、市民意見が聴取しにくいような分野においても、新たな参加手法の導入などを検討する必要があります。
- 川崎市でも学識経験者と市民委員の委員会をそれぞれ設置する参加手法を取り入れている例があります。

#### 委員会の提言

- 専門性の高い分野に限らず、幅広いケースについて、従来から取り入れている参加手法だけでなく、他都市や海外で実施されている先進的な参加手法の導入について、実験的採用も視野に入れて調査研究を行う必要があります。
- 既存の参加手法についても創意工夫を図り、「参加のスタンダード」を向上させていく必要があります。

目指すべき水準

## 計画等における「参加のスタンダード」

※「参加のスタンダード」は、市民生活に密接に関わる計画等を対象としており、参加を設計する際は事業の特性や様々な条件を考慮する必要があります。

### ①事前調査【市民ニーズ把握のために】

アンケート、関係団体ヒアリング調査、プレイベントなどの開催

### ②審議会等における市民委員の公募（自治基本条例第29条）

※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※専門家と市民の認識差異に留意、場合により専門家部会と市民部会を分けて委員会構成  
※情報共有を図るニュースレターの発行、ホームページの作成・公開など

### ③審議途中での意見聴取【より多くの意見を反映させるために】

中間報告会、説明会、ワークショップなどの開催  
※誰でも参加できる中間報告会などで双方向のコミュニケーションが必要

### ④審議会等での素案の議論（第29条）

※公募の市民委員を含む審議会等の議論と中間報告の説明会等における意見を反映した素案の作成

### ⑤パブリックコメント手続の実施（第30条）

※パブリックコメント手続条例の要件に該当する場合は、パブリックコメント手続を実施  
※対象事案以外の場合も、できる限り意見聴取  
※反映された内容と反映されない理由について、具体的な説明が必要

### ⑥素案の説明会【素案に対する意見を聴取るために】

市民に対する説明会などを開催  
※出前説明会など多様な場所・時間で開催し、より多くの市民が参加できるように工夫

### ⑦審議会等での最終案の議論（第29条）

※公募の市民委員を含む審議会等の議論、パブリックコメント手続等で寄せられた意見を反映した最終案の策定

#### 執行過程

### ①計画等の執行状況の管理に関する審議会等における市民委員の公募（第29条）

※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※政策形成過程の参加が執行過程の参加へつながるように留意

### ②市民意見の聴取【執行状況等に対する意見を聴取するために】

執行状況等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

#### 評価過程

### ①計画等の執行状況の評価に関する審議会等における市民委員の公募（第29条）

※公募委員、学識経験者、ステークホルダー（利害関係者）などバランスよい委員構成  
※進捗状況・事業実績等の定量評価だけでなく、参加の効果も評価の視点として考慮

### ②市民意見の聴取【執行状況等に対する評価を聴取するために】

実施結果等について、満足度等に関するアンケート調査、イベントなどによる意見聴取

自治基本条例で規定されている参加